

議案第20号 説明資料

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う特別職非常勤職員に係る

関係条例の整備に関する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例				改 正 条 例					
○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和46年2月26日 条例第3号)				○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和46年2月26日 条例第3号)					
第1条～第5条 略				第1条～第5条 略					
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）					
(単位：円)				(単位：円)					
機関等	職制	報酬		費用弁償額	区分	報酬		費用弁償額	
		単位	報酬額			単位	報酬額		
教育委員会	委員	月額	37,500	町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。 (1) 幕別町内 650円 (2) 帯広市・音更町・池田町 1,000円 (3) 前2号以外の各町村 2,400円	教育委員会	委員	月額	37,500	町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。 (1)幕別町内 650円 (2) 帯広市・音更町・池田町 1,000円 (3)前2号以外の各町村
					選挙管理委員会	委員長	日額	9,000	
						委員	日額	8,200	
					公平委員会	委員長	日額	9,000	
委員	日額	8,200							
監査委員	識見者の委員	月額	125,000	農業委員会	会長	月額	57,500		
	議会議員の委員	月額	46,000		会長代理	月額	43,000		

現 行 条 例				改 正 条 例						
	委員	〃	8,200		委員	月額	37,500	2,400		
監査委員	識見者の委員	月額	125,000	〃	固定資産評価審査委員会	委員長	日額		9,000	
	議会議員の委員	〃	46,000		委員	日額	8,200			
農業委員会	会長	月額	57,500	〃	附属機関	介護認定審査会	会長（合議体の長含む。）		日額	12,000
	会長代理	〃	43,000				委員		日額	10,000
	委員	〃	37,500				障害程度区分認定審査会		会長	日額
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	9,000	〃			委員		日額	10,000
	委員	〃	8,200				予防接種健康被害調査委員会		委員	日額
介護認定審査会	会長（合議体の長含む。）	日額	12,000	〃	その他の附属機関		会長等		日額	5,700
	委員	〃	10,000				委員		日額	5,200
障害程度区分認定審査会	会長	日額	12,000	〃	専門委員		日額		5,200	
	委員	〃	10,000		選挙長	日額	10,800		町長相当額。ただし、町内日当は650円とし、宿泊しない場合は送致立会人を除き支給しない。	
執行機関の附属機関の委員	委員長	日額	5,700	〃	選挙長職務代理者		日額			8,900
	委員	〃	5,200		選挙立会人		日額			8,900
専門委員	委員長	日額	5,700	〃	開票管理者		日額			10,800
	委員	〃	5,200		開票管理者職務代理者		日額			8,900
その他の特別職の職員	選挙長	1回当たりの額	10,700	〃	開票立会人		日額			8,900
					投票所の投票管理者		日額			12,800
	選挙長職務代理者	〃	8,900		期日前投票所の投票管理者		日額			11,300
	選挙立会人	〃	8,900		投票管理者職務代理者		日額			10,800
	開票管理者	〃	10,700		投票所の投票立会人		日額	10,900		
	開票管理者職	〃	8,900	〃	期日前投票所の投票立会人		日額	9,600		

備考 費用弁償額については、幕別町職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第15号）第32条の規定を適用しない。

現 行 条 例				改 正 条 例
	務代理者			
	開票立会人	〃	8,900	〃
	投票管理者	〃	12,700	〃
	投票管理者職務代理者	〃	10,800	〃
	投票立会人	〃	10,800	町長相当額。ただし、町内日当は650円とし、宿泊しない場合は送致立会人を除き支給しない。
備考 費用弁償額については、幕別町職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第15号）第32条の規定を適用しない。				

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う特別職非常勤職員に係る

関係条例の整備に関する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○<u>幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例</u>                      （昭和53年3月14日 条例第8号）</p> <p>第1条 この条例は、<u>幕別町が嘱託する医師、薬剤師、訓練師、看護師及びこれらの補助者（以下「嘱託医等」という。）</u>に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 報酬は、次により支給する。                      (1) 日額により報酬の額を定められている<u>嘱託医等</u>の報酬は、職務従事後に支給する。                      (2) 月額により報酬の額を定められている<u>嘱託医等</u>の報酬は、その月の末日までに支給する。                      (3) 年額により報酬の額を定められている<u>嘱託医等</u>の報酬は、これを3回に分け、8月、12月及び翌年4月の10日までに支給する。</p> <p>2 新たに月額報酬を受けるとなった<u>嘱託医等</u>にはその日から、新たに年額の報酬を受けるとなった<u>嘱託医等</u>にはその日の属する月から報酬を支給する。</p> <p>3 月額報酬を受けるとなった<u>嘱託医等</u>が退職、失職又は死亡したときはその日まで、年額の報酬を受けるとなった<u>嘱託医等</u>が退職、失職又は死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。</p> <p>4 前2項の規定による報酬の額は、月額報酬の場合にあっては日割により、年額報酬の場合にあっては月割により計算する。</p>	<p>○<u>特別職の職員で医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例</u>                      （昭和53年3月14日 条例第8号）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で医師、薬剤師及びこれらの補助者（以下「医師等」という。）</u>に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 報酬は、次により支給する。                      (1) 日額により報酬の額を定められている<u>医師等</u>の報酬は、職務従事後に支給する。                      (2) 月額により報酬の額を定められている<u>医師等</u>の報酬は、その月の末日までに支給する。                      (3) 年額により報酬の額を定められている<u>医師等</u>の報酬は、これを3回に分け、8月、12月及び翌年4月の10日までに支給する。</p> <p>2 新たに月額報酬を受けるとなった<u>医師等</u>にはその日から、新たに年額の報酬を受けるとなった<u>医師等</u>にはその日の属する月から報酬を支給する。</p> <p>3 月額報酬を受けるとなった<u>医師等</u>が退職、失職又は死亡したときはその日まで、年額の報酬を受けるとなった<u>医師等</u>が退職、失職又は死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。</p> <p>4 前2項の規定による報酬の額は、月額報酬の場合にあっては日割により、年額報酬の場合にあっては月割により計算する。</p>

現 行 条 例				改 正 条 例						
第4条 費用弁償は、 <u>嘱託医等</u> が職務に従事したときに支給する。 2 費用弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例による。				第4条 費用弁償は、 <u>医師等</u> が職務に従事したときに支給する。 2 費用弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例による。						
別表				別表						
(単位：円)				(単位：円)						
嘱託区分		報酬		費用弁償額	区分		報酬		費用弁償額	
		単位	報酬額				単位	報酬額		
保 健 医 師	指導医	年額	670,000	町長相当額。ただし、日当は13,500	保 健 医 師	指導医	年額	670,000	町長相当額。ただし、日当は13,500	
	指導歯科医	〃	270,000	町長相当額。ただし、日当は13,500		指導歯科医	年額	270,000	町長相当額。ただし、日当は13,500	
	巡回診療医	日額	12,400	町長相当額。ただし、日当は9,100		巡回診療医	日額	12,400	町長相当額。ただし、日当は9,100	
	機能回復訓練医	〃	12,400	町長相当額。ただし、日当は9,100						
機能回復訓練士		〃	10,000	町長相当額 ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。 幕別町内 740 帯広市・音更町・池田町 1,000 前2号以外の各町村 2,400	予防接種医師		—	—	町長相当額。ただし、日当は1箇所につき29,300	
予防接種医師		—	—	町長相当額。ただし、日当は1箇所につき29,300	保育所・幼稚園学校医師等		医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500
予防接種看護師		—	—	町長相当額。ただし、日当は3,900			歯科医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500
保育所・幼稚園学校	医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500			薬剤師	—	—	町長相当額。ただし、日当は10,800
	歯科医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500			補助者	—	—	町長相当額。ただし、日当は2,900
園学校医師等	薬剤師	—	—	町長相当額。ただし、日当は10,800	産業医		月額	25,100	町長相当額。ただし、日当は650	
	補助者	—	—	町長相当額。ただし、日当は2,900						
産業医		月額	25,100	町長相当額。ただし、日当は650						
備考 嘱託医師等が北海道から派遣された場合は、費用弁償のみ支給する。この場合において、費用弁償額は北海道職員の例による。				備考 医師等が北海道から派遣された場合は、費用弁償のみ支給する。この場合において、費用弁償額は北海道職員の例による。						